

公益社団法人栃木市シルバー人材センター交通費支給規程

(目的)

- 第1条 この規程は、会員が就業先への移動に私用車を使用する際（役員が理事会、委員会開催場所に移動する際の私用車使用を含む。）に支給する交通費に関する事項を定めるものとする。
- 2 会員が就業先で自動車等を利用する場合は、原則センターの公用車を使用することとするが、限られた台数のため、就業機会の拡大と公平な就業、並びに、円滑な事業運営ができるように私用車の使用を許可するものとする。

(交通費)

- 第2条 交通費は、次の各号に定めるところにより支給するものとする。ただし、片道10km未満の場合は支給しないものとする。
- (1) 使用距離が片道10km以上15km未満1往復の場合は、355円とする。
 - (2) 使用距離が片道15km以上20km未満1往復の場合は、500円とする。
 - (3) 使用距離が片道20km以上25km未満1往復の場合は、645円とする。
 - (4) 使用距離が片道25km以上1往復の場合は、790円とする。
- 2 その他、前第1号から4号により難い交通費に関しては、理事長と協議し決定するものとする。
- 3 第1項に規定する使用距離の算定は、起点を会員の住所地とし、終点を就業先とし、2点を結ぶ最も経済的な経路とする。ただし、会員の自己都合で住所地と異なる地域に会員登録している者が登録地域で就業する際の使用距離算定の起点は、その地域のセンター、事業所又は連絡所等とし、終点は就業先とする。
- 4 前項前段の規定によりがたい特別な理由がある場合は、理事長と協議し決定するものとする。
- 5 会員は、「交通費支給申請書」（別記様式第1号）に基づき交通費の支給を申請するものとする。

(支給日)

- 第3条 センターは、会員の交通費を毎月末日に締切り、翌月15日に支払うものとする。ただし、支払日が祝日、土曜日、日曜日にあたるときはその前日とする。

(特記事項)

- 第4条 会員は、就業先等で私用車を使用する場合は事前に「私用車使用届」（別記様式第2号）を理事長に提出し許可を得るものとする。
- 2 車の損傷及び事故対応については、すべて自己の責任において処理するものとする。

(委任)

- 第5条 この規程に定めるもののほか交通費支給に関し必要な事項は、理事会で定める。

附則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、平成30年6月20日から施行する。
- 1 この規程は、平成31年1月24日から施行する。
- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。